

公益財団法人全日本軟式野球連盟 倫理規程細則

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人全日本軟式野球連盟（以下「連盟」という。）
会員・登録者に対する処分に関する手続き及び内容について定める。

(違反行為)

第2条 この細則において違反行為とは、会員・登録者として遵守する義務のある公益財団法人全日本軟式野球連盟倫理規程第7条に違反する行為をいう。

(手続き)

第3条 対象となる事案に係る手続きについては、次のとおりとする。

- (1) 事案が判明した時点において、事務局により、当該支部に対して事実確認を行い、倫理委員会へ報告する。
- (2) 倫理委員会は事務局からの報告内容について審議し、その結果等を理事会へ上程する。
- (3) 倫理委員会での審議過程においては、原則として、当該団体に提示し、弁明の機会を設けることとする。

(違反行為の事実確認、当事者間での解決)

第4条 細則第7条の違反行為を行った疑いがあるときは、当事者間で問題解決が図られることを第一に考え対処し、必要に応じて事実確認等の対応を行う。

(処分の種類及び内容)

第5条 違反行為が明らかとなり、処分を行う必要があると判断された場合、科す処分の種類及び内容は、次のとおりとする。

- (1) 注意
主として偶発的な違反行為について文書で注意し、反省文を提出させる。
- (2) 嚴重注意
継続的あるいは悪質な違反行為について文書で注意し、反省文を提出させる。
- (3) 活動停止
継続的かつ悪質な違反行為、あるいは軽微とはいえ実害が生じている違反行為に科すもので、文書での通知をもって、一定期間活動を停止させ、管理下において再教育プログラムを課すものとする。
- (4) 登録取消し
大きな被害が生じていたり、被害者が活動を休止した場合など、重大な違反行為に科すもので、文書での通知をもって登録を取り消す。

(処分の決定に係る基本的な考え方)

第6条 違反行為に対する処分は、相当性の原則からも、その違反行為の内容を踏まえて、それに相当する処分内容を決定することとする。

処分内容を決定するに当たっては、違反行為の態様や加害者と被害者の関係性結果の重大性、加害者の年齢、被害者の心理的負荷、活動への影響、日頃の活動の活動における態度等も含め情状その他考慮すべき事情の有無及びその内容、過去に処分した同種事案に対する処分内容とを総合的に考慮して決定することとする。

(処分決定機関等)

第7条 処分決定は定款第47条及び連盟規程第2条に定める軟式野球チームを統括する各都道府県軟式野球団体及び加盟団体において行う。但し、連盟主催の全国大会での違反行為の事案については連盟倫理委員会の審議事項とし理事会の処分決定とすることができる。

(処分の報告)

第8条 決定した処分の内容については、その都度、当該処分に至った経緯を分かる書面を添えて報告しなければならない。

(再教育プログラム)

第9条 活動停止処分を受けた者が再教育プログラムの学童コーチを受講・終了したときは被害者との示談の有無、被害者の処分に対する考え、反省の程度、再教育プログラムの受講結果、受講態度等の事情を考慮して、当初活動停止期間を短縮することができる。

(処分決定に対する不服申立)

第10条 処分決定に不服がある場合には、会員・登録者は公益財団法人日本スポーツ仲裁機構に対して処分決定の取り消しを求めて仲裁の申立てを行うことができる。

(細則の改廃)

第11条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

この規程細則は、平成30年12月12日から施行する。